

市政記者クラブ 様

健康福祉局障害福祉部障害企画課

担当：榊原・岡嶌 (972-2538)

「障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業」の実施について

平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）」が施行され、同法の改正により、令和 6 年 4 月からは事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

ついては、事業者において、法の趣旨に即した障害者への合理的配慮の提供を円滑に行うことができるよう、令和 6 年 10 月から物品購入等に要する費用の一部助成事業を開始することとなりましたので、ご案内いたします。

記

1 助成対象

- ・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者
- ・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ

2 助成内容

(1) コミュニケーションツール作成費

助成限度額： 50,000円

(対象例) 点字メニュー、コミュニケーションボード等

(2) 物品購入費

助成限度額： 100,000円

(対象例) 折り畳み式スロープ、筆談ボード等

3 相談・申請窓口

名古屋市障害者差別相談センター

名古屋市北区清水四丁目 17 番 7 号 名古屋市総合社会福祉会館 5 階

電話番号：052-856-8181

ファックス番号：052-919-7585

ホームページアドレス：<https://nagoya-sabetsusoudan.jp>

4 事業開始

令和 6 年 10 月 1 日

事業者・団体の皆様へ

令和6年10月
から開始

名古屋市 障害者への 合理的配慮の 提供支援に 係る助成事業

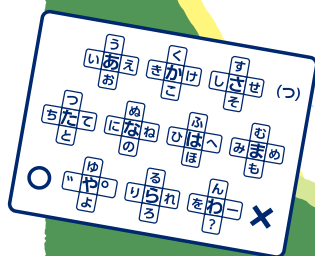


障害者差別解消法では、

事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されています。

名古屋市では、事業者の皆様を支援する

助成事業を実施します。



1

点字メニュー・コミュニケーションボードなどの
コミュニケーションツール作成費

最大 **50,000円**

2

折り畳み式スロープ・筆談ボード等の
物品購入費

最大 **100,000円**

名古屋市・名古屋市障害者差別相談センター

障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

概要

対象者

- ① 市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等のサービスを不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者
- ② 市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ

注)本助成事業は、障害者個人ではなく、障害者への配慮を必要とする事業者・団体を対象としています。

申請方法

申請前に、まずは名古屋市障害者差別相談センターにご相談ください。

注)ナゴヤあいサポート事業へ参加していただく必要があります(助成後でもOK!)

注)申請前にすでに作成・購入済みの物品等は、本助成事業の対象外となります。



ナゴヤあいサポート事業

TEL:052-678-3001 FAX:052-678-2888

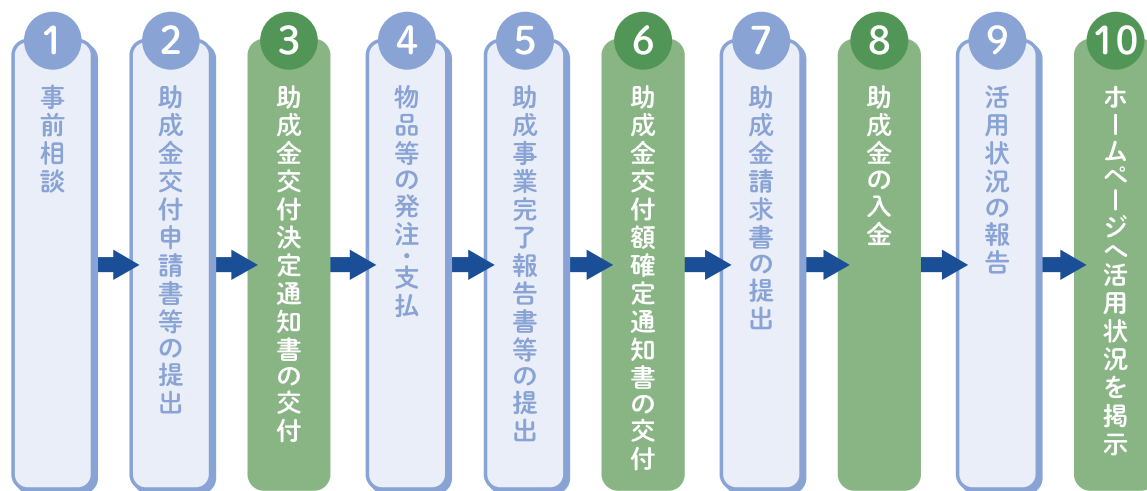
<https://shougairikai-nagoya.jp/aisupport>

名古屋市では、障害の特性を理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」等を養成することにより、障害のある人が暮らしやすい地域社会を市民皆でつくっていく「あいサポート運動」を行っています。

助成事業の流れ

事業者等

障害者差別相談センター



本助成事業をご利用いただいた際には、ステッカーを交付するので、店内に貼付するなど、啓発にご協力ください。



本助成事業は、名古屋市から委託を受けて社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が運営しています。

